

民事訴訟記録調査の概要

飯 田 高

概 要

本稿の目的は次の3点にある。第一に、本プロジェクトが実施した2014年訴訟記録調査の方法と調査内容を詳しく説明することである。その際、2004年に実施された先行調査との違いにも言及する。第二に、最高裁判所が公表しているデータや資料との照合を行いながら、調査の主な項目に関する集計結果を概観することである。そして第三に、2004年調査の結果との比較を行うことである。この比較からは、10年の間の法的ニーズの変容、過払金返還請求訴訟の増加、あるいは大都市圏への訴訟の集中などを見出すことができ、社会ないし経済状況の変化を背景として訴訟の機能や役割が変質しつつあることが示唆される。

キーワード

民事訴訟、訴訟記録、事件記録、法的ニーズ、調査方法

I. はじめに

本稿では、この特集のテーマである「民事訴訟記録調査」のデータがどのような方法で収集されたかを説明し、基本的な集計結果を概観する。

集計結果について述べる際、本調査のデータが十分な代表性を有しているか否かを確認するために、他のデータから得られている結果との比較も行う。照合する資料として特に依拠しているのは『司法統計年報』である。『司法統計年報』は最高裁判所事務総局が毎年出している統計書であり、そこには最高裁判所・高等裁判所・地方裁判所ごとの新受件数や既済件数、事件の種類、終局事由などに関する集計データが記載されている。この『司法統計年報』のほか、同じく最高裁判所が公表している「裁判の迅速化に係る検討に関する報告書」に掲載された数値も必要に応じて用いることにする。

本稿の構成は下記のとおりである。Ⅱで今回の訴訟記録調査の目的と方法について述べる。あわせて、サンプリング手法や調査項目の詳細、さらにその約10年前に実施された先行調査（2004年訴訟記録調査）との違いにも言及する。

Ⅲでは、調査結果の概要を示す。主な項目の集計値を提示しつつ、『司法統計年報』その他の結果と比較する。次いで、2004年時点からの目立った変化について簡単に述べる。本稿の目的はあくまで訴訟記録調査の方法の説明と基礎的な結果に関する記述にあり、深く立ち入った分析までは行わない。訴訟記録調査自体の性質や位置づけを明確にすることを通じて、この調査をベースとする他の調査の結果を評価するための基盤を提供できればと考えている。

Ⅱ. 民事訴訟記録調査の目的と方法

1. 訴訟記録調査の目的

民事訴訟記録調査は、科学研究費基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（代表：佐藤岩夫）のプロジェクトの一部として実施されたものである。このプロジェクトの研究課題は、人々の法律問題の経験や問題への対応行動、そして法制度の利用などの実態を定量的・定性的な手法を駆使して解明することにある。同プロジェクトは3つの班に分かれており、そのひとつである「訴訟利用調査班」（リーダー：太田勝造、サブリーダー：河合幹雄）は、民事訴訟の当事者および代理人を対象とする質問票調査を2017年12月から2018年2月にかけて実施している¹。

民事訴訟記録調査は、その質問票調査の対象者や事件の内容に関する情報を得ることを目的として、2017年3月から9月の間に行われた。この調査にあたっては、最高裁判所事務総局および各地方裁判所から多大な協力を得た。

2. 調査の方法

(1) サンプリング

調査の対象になったのは、地方裁判所（本庁）における第一審通常民事訴訟記録1,501

1 これらとは別に、一般の人たちを対象とした調査も実施しており、森論文（森2020）はそのデータを利用している。プロジェクトの詳細についてはウェブサイト（<https://web.iss.u-tokyo.ac.jp/cjrp/>）を参照。

件である²。これらの対象事件は、2014年1月1日から同年12月31日の間に終局した事件からランダム・サンプリングによって抽出されたものである。

最高裁判所・高等裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所の事件は対象には含まれていない（したがって、人事訴訟や少額訴訟などは除外されている）。地方裁判所の事件のうち、民事訴訟の中で最も典型的と言える通常訴訟に範囲を限っており、たとえば手形・小切手訴訟、行政訴訟などが除外されている点にも注意が必要である。

訴訟班のメンバー（およびその協力者）が各地の地方裁判所を訪ね、民事訴訟記録を直接参照してデータを収集した。より具体的には次の過程を経ている。

- (i) 調査対象とする民事訴訟の目標件数を1,500件に設定した。2014年度の既済事件は約14万件であるから、母集団の約1%の事件を調査対象として抽出したことになる。
- (ii) 全国の地方裁判所の本庁（50庁）に、2014年に終了した第一審民事通常訴訟の件数に比例させる形で、1,500件を割り当てた（四捨五入の関係で1,501件となった）。最も多かったのは東京地裁の508件であり、東京地裁だけで3分の1を超える。東京地裁と大阪地裁を足すと700件近くに達する。各地裁への割当数は【表1】を参照していただきたい。

【表1】各地方裁判所への割当数

地裁	対象件数	地裁	対象件数	地裁	対象件数	地裁	対象件数	地裁	対象件数
札幌	38	水戸	13	福井	6	神戸	37	松山	10
函館	3	宇都宮	14	甲府	8	奈良	10	高知	8
旭川	4	前橋	10	長野	6	和歌山	10	福岡	59
釧路	2	さいたま	45	岐阜	12	鳥取	4	佐賀	7
青森	3	千葉	42	静岡	15	松江	3	長崎	6
盛岡	5	東京	508	名古屋	82	岡山	17	熊本	17
仙台	24	横浜	78	津	9	広島	22	大分	10
秋田	4	新潟	9	大津	9	山口	5	宮崎	8
山形	5	富山	6	京都	62	徳島	8	鹿児島	14
福島	3	金沢	8	大阪	188	高松	8	那覇	17
								合計	1,501

2 地裁本庁は各都府県に1ヵ所、北海道には4ヵ所あるので（札幌・旭川・函館・釧路）、全国で50庁ある。この調査では本庁の事件のみを対象にしており、支部（全国で203ヵ所）での事件は対象としていない。支部の事件を除外したのはひとえに実行可能性によるものだが、代表性の見地からは問題がないわけではない。まず、本庁に限っているため、都道府県内でも大きな都市での事件を対象とすることになり、過疎地域の事件はサンプルに入りにくくなる。また、県庁所在地とは別に大都市を抱える県（たとえば福島、静岡、長野、福岡など）は人口に比して過少にサンプリングされる。後者の点については、飯田（2020）を参照。

- (iii) 最高裁判所から提供を受けた各地裁既済事件一覧表（事件番号のみ記載）をもとにして、割当数分の事件番号をランダム・サンプリングによって抽出した。各地裁には抽出された事件番号を伝え、閲覧の可否を問い合わせた³。閲覧できない事件があった場合は、規定の割当数に達するまで予備の事件番号を補充した。
- (iv) 2017年3月から9月にかけて各地の地裁を巡り、所定の事件記録閲覧請求手続に則ったうえで、調査に必要なデータを収集した（収集した情報の内容については後の(3)で述べる⁴）。その際、研究グループで構築した専用のソフトウェアを用いてデータを集めている（【図1】）。調査にあたったのは、研究グループメンバーおよび研修を受けた大学院生（主として法科大学院の学生）である。

【図1】ソフトウェアの入力画面（例）

(2) データの管理

訴訟記録のうち、重点的に閲覧したのは表紙、訴状、期日調書、判決正本、和解調書

- 3 裁判の公開という憲法上の要請を受けて、民事訴訟法第91条第1項では「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」とされている。しかし、「訴訟記録の保存又は裁判所の執務に支障があるとき」（同法第91条第5項）、または、「当事者の私生活についての重大な秘密」や「当事者が保有する営業秘密」が含まれていることを理由として裁判所が閲覧制限を認めたとき（同法第92条第1項）には訴訟記録を閲覧できない。
- 4 1つの事件ごとに申請書を作成し、裁判所内の部屋や受付で閲覧した。特に件数の多いところでは、裁判所の協力がなければ調査の実施はきわめて困難であった。なお、この調査では閲覧者は事件と法律上の利害関係をもたないため、訴訟記録の謄写（コピー）は許可されていない。

である⁵。これらの記録は公開であるとはいえ、そこから得られるデータを扱うに際しては、個人情報やプライバシーに十分に配慮する必要がある⁶。

まず、上記のソフトウェアのファイルは調査者個人の管理下には置かないこととし、データベースが作成された後に各ファイルは速やかに廃棄された。データベースでは、訴訟記録から得られた情報と当事者・代理人の個人情報は別々の場所に保存されており、個人を特定できる情報と事件データは簡単には紐づけができないようにしている⁷。さらに、事件番号も削除し、代わりに事件 ID を割り振った。

(3) 調査項目

調査した項目は次のとおりである。

- ①第一審終局日：すべて 2014 年中に終局している。
- ②第一審結果（記録表紙記載）：「請求認容」、「請求の一部認容」、「請求棄却」、「和解」、「請求の認諾」、「訴え却下」、「訴状却下」、「訴えの取下げ」、「その他」から該当するものを選ぶ。これらのうち、「請求認容」・「請求の一部認容」・「請求棄却」は排他的選択項目となっているが、それ以外は複数選択可とした（共同訴訟人間で結果が異なる場合は複数の選択肢に該当することになる）。
- ③反訴・併合・分離の有無：弁論の併合があった場合は、併合前の他事件は調査対象外となる。同様に、弁論の分離があった場合は分離後の他事件は調査対象にはならない。
- ④事件の標目（記録表紙記載）：「貸金関係」、「保証関係」、「売買代金関係」、「立替金・求償金関係」、「契約関係の損害賠償」、「請負関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「家賃・地代関係」、「土地・建物の所有権」、「土地・建物の明渡し」、「土地・建物登記関係」、「相続関係」、「不当利得返還（過払金を含む）」、「労働」、「債務不存在確認」、「預託金」、「手形」、「境界確定」、「その他」から選ぶ（複数選択可）。
- ⑤期日の回数：口頭弁論、準備的口頭弁論、弁論準備手続、和解期日、その他期日の回数をカウントした。
- ⑥訴状の内容：訴状の受理日、訴訟物の価額（訴額）、貼用印紙額などを転記した⁸。
- ⑦第一審結果（調査者の判断）：選択肢は②と同じである。②では記録表紙から転記した

5 今回の調査では、書証や尋問証書からはデータをとらなかつた。

6 なお、本調査は、東京大学社会科学研究所の研究倫理審査委員会の承認を得たうえで実施されている。

7 具体的には、個人情報を含むファイルにパスワードをかけるとともに、事件 ID と個人 ID（事件 ID とは完全に異なり、これは質問票の回答と結びついている）の対応表を別に作成し、さらにその表のファイルに別のパスワードをかけた。個人情報を含むファイルが存在している間は、この対応表のファイルは研究メンバーの回覧にも供していない。

8 貼用印紙額を転記したのは、訴額の転記ミスを発見できるようにするためでもある。

が、ここでは調査者が判決書や和解調書などから自分で判断した。

⑧事件と結果の概要：請求の趣旨，判決書，和解調書その他を参照して，事件の内容とその結果を簡潔にまとめた。判決で終局した場合は仮執行宣言の有無や費用負担についても記録している。

⑨控訴・上告の有無および結果

⑩当事者と代理人に関する情報：当事者に関しては，原告と被告の氏名・住所，自然人・法人の別を記録した。代理人に関しては，氏名・住所と「主たる代理人」であったかどうかを記録している⁹。既述のように，個人情報に該当する部分は別のファイルに保存され，①～⑨と同じファイルに格納されたのは当事者の人数（自然人・法人の内訳を含む），代理人の人数（主たる代理人・それ以外の代理人の内訳を含む）のデータのみである。なお，自然人の法定代理人（未成年者の親，成年後見人など）や破産管財人は代理人ではなく当事者本人として扱った。

⑪その他特記事項

Ⅱでは，これらのうち主な項目の集計値を概観する。ただし，⑧と⑪はテキストデータであり，現段階ではクリーニングと分析が完了していないため，本稿（および今回の特集）の対象からは基本的には除外し，他の変数の精度を高める目的にのみ使用している。

(4) データの点検と派生変数の作成

データ収集後，研究メンバーが分担してデータクリーニングを行った（訴額の修正，論理的な不整合の修正など）。その過程で，当事者・代理人の項目以外で個人情報や事件を特定しうる情報を含んでいる場合は，それを削除したり匿名化したりした。

次いで，事件の概要を参照しながら事件類型（ダミー変数化されている）を整理・修正した。主な整理・修正事項は以下のとおりである。

- ・「保証関係」は，保証人に対する保証債務の履行請求の場合（主債務者と共同被告になっている場合も含む）に「1」とする。保証人が主債務者に対して求償した場合は，「保証関係」ではなく「立替金・求償金関係」に分類する。主債務の性質が「貸金」の場合には「貸金関係」にも「1」とする。
- ・「契約関係の損害賠償」は他の項目では拾えないものに絞る。たとえば，請負契約に関する事件は除外する。
- ・「交通事故関係」は不法行為に基づく損害賠償請求のみに限定する。

9 「主たる代理人」であったか否かの判断は，記録表紙の代理人氏名のところに印や電話番号が記されていること，期日調書に名前が出ている（つまり出席している）ことなどの事情から総合的に判断した。

- ・「交通事故以外の損害賠償」には遅延損害金は含めない。
- ・「相続関係」は、事件結果概要から判断して、実質的な紛争が相続分をめぐる相続人間の争いとなっている場合に「1」とする。
- ・「労働」は、使用者と労働者の間の紛争を広く含む。個別労働関係紛争（賃金、退職金、残業代、地位の確認、パワハラ・セクハラ）だけでなく、労災の場合もここを「1」とする。

そのうえで、いくつかの変数を新設した。なかでも、調査段階で「督促異議」・「奨学金返還請求」・「譲受債権」に関する事件が多数見られたため、それぞれにつきダミー変数を新たに加えている。これらの変数を作成するにあたっては、特記事項や事件結果概要の記載を参考にした。

3. 先行調査（2004年訴訟記録調査）との相違点

訴訟記録調査は初めて実施されたわけではなく、先行する調査が存在する。特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」（領域代表：村山真維）の訴訟行動調査班（班代表：ダニエル・フット）が2005年から2006年にかけて実施した調査がそれである。この調査は、2004年に終了した第一審民事通常訴訟1,132件を対象に実施されている。以下、これを「2004年調査」、今回の調査を「2014年調査」と呼ぶ。

2004年調査と2014年調査が用いたサンプリング手法は基本的には同じであり、どちらも当事者および代理人に対する質問票調査を最終目標としていた。全国の地方裁判所の本庁で終局した事件をランダム・サンプリングによって抽出し、50庁すべてに足を運んで訴訟記録を閲覧したという点も同じである（2004年調査の詳細は本論文末尾の「補」を参照）¹⁰。

主たる相違点は2つである。第一は、調査項目を簡略化している点である。2004年調査では、判決主文や和解条項を詳しく記録しており、付随事件の種類と件数、手続に関与した裁判官の人数、そして上訴の過程や結果に関する詳細な情報も収集していた¹¹。2014年調査では、これらの項目は削除ないし簡素化されている。

第二の違いは、2004年調査では法人同士の事件が含まれていないのに対し、2014年調査ではそのような制限を設けていないことである。主目的である質問票調査は、自然人のみを対象としている。2004年調査では、質問票調査につながらない訴訟記録を閲覧する

10 フット・太田編（2010）のはしがきにも2004年調査の進め方に関する記述があるので、そちらもあわせて参照されたい。同書所収の河合（2010）は2004年調査の結果の概略を紹介している。

11 2004年調査で収集した情報については、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブの「訴訟行動調査」（調査番号：1041）のページ（https://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/chosa-hyo/1041c_kiroku.pdf）で確認することができる。

無駄は極力避ける方針をとっていた。このため、自然人が1人も関係しない純粋な「法人対法人」の事件の記録に当たると、その都度差し替えを行っていたのである。

しかし、法人同士の事件がどの程度あり、法人がいかなる種類の訴訟に直面しているのかを知ることは、現代の民事訴訟の実態を明らかにするうえで必須と言える。特に、法人の訴訟行動が自然人相手のときと法人相手のときとではどう違っているかといった問いに答えるには、法人同士の事件についても調べておかなければならない。そこで、2014年調査では法人同士の事件も対象に入れることにした。

Ⅲ. 調査結果の概要

この節では、2014年調査の結果を概観する。1で各項目の単純集計を示し、裁判所が公表している『司法統計年報』（最高裁判所事務総局 2015a）と「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」（最高裁判所事務総局 2015b）の数値や、民事訴訟制度研究会の「民事訴訟利用者調査」の数値と適宜比較する¹²。その後、2では2004年調査から顕著な変化について述べる。

1. 単純集計

(1) 当事者数、自然人・法人の別、代理人の有無

原告が1名である事件は84.6%（1,270件）、被告が1名である事件は73.4%（1,102件）であり、両方が1名の事件（つまり1対1の事件）は全体の62.0%（931件）であった¹³。原告が10人以上いる事件は14件（最大は28人）、被告が10人以上いる事件は11件（最大は73人）含まれていた。

【表2】は、当事者が自然人のみであったか、自然人・法人の両方がいたか、それとも法人のみであったかによって分類した表である。「民事訴訟利用者調査」の結果では、自然人と法人はおよそ2:1になっており（最新の2016年調査では7:3）、それと比べると法人がやや多い。対象を本庁の事件に限定した影響と考えられる。

純粋な「自然人対自然人」、「自然人対法人」、「法人対自然人」の事件がおのおの全体の

12 「民事訴訟利用者調査」は、民事訴訟制度研究会が約5年に1度の頻度で実施している大規模なサーベイ調査であり、過去に4回行われた。最近では2016年に調査が実施されている（民事訴訟制度研究会編2018）。

13 原告の人数の平均値は1.46人（自然人1.01人、法人0.45人）、被告の人数の平均値は1.61人（自然人1.07人、法人0.54人）である。

4分の1程度を占め、「法人対法人」の事件は1割弱である。原告・被告のどちらにも自然人が含まれているという意味で「自然人対自然人」となっている事件は、全体の約3割(31.2%, 472件)である。

【表2】当事者の属性（自然人・法人の別）による分類

		被告			
		自然人のみ	自然人・法人混在	法人のみ	計
原告	自然人のみ	375 25.0%	75 5.0%	391 26.0%	841 56.0%
	自然人・法人混在	16 1.1%	6 0.4%	4 0.3%	26 1.7%
	法人のみ	405 27.0%	101 6.7%	128 8.5%	634 42.2%
	計	796 53.0%	182 12.1%	523 34.8%	1,501 100.0%

原告側・被告側に代理人が付いていたか否かを示しているのが【表3】である。原告側と被告側では代理人選任率の差が歴然としており、原告側は8割を超えているのに対し、被告側は5割もない。また、どちらにも代理人が付いていない本人訴訟は全体の1割強である。

この傾向は、『司法統計年報』に載せられた既済事件のデータからも確認することができる¹⁴。2014（平成26）年度のデータによると、地方裁判所での第一審通常訴訟における

【表3】代理人の有無

		被告側		
		代理人あり	代理人なし	計
原告側	代理人あり	635 42.3%	621 41.4%	1,256 83.7%
	代理人なし	52 3.5%	193 12.9%	245 16.3%
	計	687 45.8%	814 54.2%	1,501 100.0%

*下段は全体を分母としたパーセンテージ

14 『司法統計年報』では年度ごとに集計しているため、暦年で区切った本調査とは対象期間が異なっている（傾向を比較するうえでは特段の不都合はない）。他方、最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」は暦年で集計されており、2014（平成26年）の集計値の一部は第6回報告書から知ることができる。

弁護士選任率は、原告側で81.2%、被告側で46.2%となっており、ほぼ同様の傾向が見られる。ただし、本人訴訟率は『司法統計年報』では15.2%であり、今回の調査結果よりも少し高い数値が出ている。これは調査対象を本庁のみに限定して支部の事件を除いた影響だと考えられる（支部の事件では本人訴訟が多いことが推測される）。

(2) 第一審結果（終局区分）

【表4】は、第一審終局事由別に集計したものである。この集計表では、表紙からの転記（上記②）ではなく、調査者の判断に基づくデータ（上記⑦）が用いられている（②の集計値は、木下論文の表6を参照）。なお、ひとつの事件であっても複数の当事者の間で異なる結果になる場合があるため、合計は事件数とは一致しない。

判決で終了しているのは46.4%（697件）¹⁵、訴訟上の和解で終了しているのは36.5%（548件）であった。最右列には『司法統計年報』による数値（平成26年度民事・行政編、第19表）を示しておいた。これを見る限り、公的統計との隔たりは小さい。終局区分の詳しい分析については佐伯論文（佐伯2020）を参照されたい。

【表4】第一審の結果（上記⑦；調査者の判断に基づくデータ）

	件数	比率	司法統計年報
請求認容	470	31.3%	36.5%
請求の一部認容	116	7.7%	
請求棄却	103	6.9%	6.7%
和解	548	36.5%	34.5%
請求の認諾	9	0.6%	0.4%
訴え却下	8	0.5%	0.3%
訴状却下	8	0.5%	
訴えの取下げ	301	20.1%	18.5%
合計	1,563		

*比率はサンプル数（1,501）を分母として計算

(3) 事件類型（事件の標目）

事件類型に関する詳細は木下論文（木下2020）に譲り、ここでは事件記録の表紙に記載されていた事件の標目を基礎とした集計結果にのみ触れておく（【表5】）。

15 請求認容判決・請求棄却判決のほか、訴え却下の判決を含めている。

【表 5】 事件の標目（表紙記載）

	件数	比率
貸金関係	142	9.5%
保証関係	119	7.9%
売買代金関係	30	2.0%
立替金・求償金関係	151	10.1%
契約関係の損害賠償	64	4.3%
請負関係	56	3.7%
交通事故関係	133	8.9%
交通事故以外の損害賠償	209	13.9%
家賃・地代関係	239	15.9%
土地・建物の所有権	11	0.7%
土地・建物の明渡し	276	18.4%
土地・建物登記関係	40	2.7%
相続関係	52	3.5%
不当利得返還（過払金を含む）	286	19.1%
労働	67	4.5%
債務不存在確認	26	1.7%
預託金	11	0.7%
手形	2	0.1%
境界確定	1	0.1%
その他	396	26.4%

「その他」を除くと最も多いのは「不当利得返還」である。過払金返還請求事件は一時期よりは減少しているものの、依然として一定の割合を占めていることがわかる。以下、「土地・建物の明渡し」、「家賃・地代関係」、「交通事故以外の損害賠償」の順に多くなっている。

『司法統計年報』と本調査では事件の分類のしかたが違っているために直接の比較は難しいが、前者には「土地を目的とする訴え」と「建物を目的とする訴え」の件数が明示されているので、土地・建物関係の事件の割合を比べることは可能である。その数値は『司法統計年報』では22.4%、本調査では21.5%であり¹⁶、かなり近い数値になっていると言える。

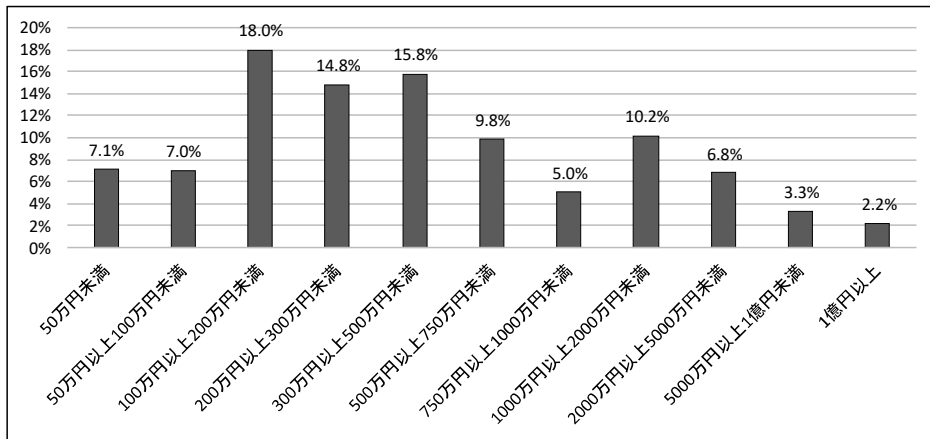
16 土地・建物の「所有権」と「登記」の両方に関わる事件が4件あったため、土地・建物関係の事件数は合計で323件となる。

(4) 訴額（訴訟物の価額）

訴状に記載された訴額の平均値は1,380万円、中央値は320万円である。平均値が中央値を大きく上回っていることからわかるように、訴額が非常に高い事件が平均値をつり上げており、訴額が1億円以上の事件も33件（2.2%）含まれている（最高額は約8億円である。貸金および損害賠償関係の事件で、請求棄却となっている）。

訴額の分布は【図2】のとおりである。

【図2】 訴額の分布



(5) 訴状受理から終局までの期間

裁判にかかる時間の分析は森論文（森 2020）に詳しいので、ここでは大掴みに見るだけにしよう。訴状受理から終局までの平均値は約8ヵ月、中央値は約4ヵ月半である¹⁷。約2割の事件が2ヵ月以内、6割近くの事件が半年以内に終了している（【図3】参照）。その一方で、1割強の事件が1年半以上かかっており、最も長かったのは約7年であった。

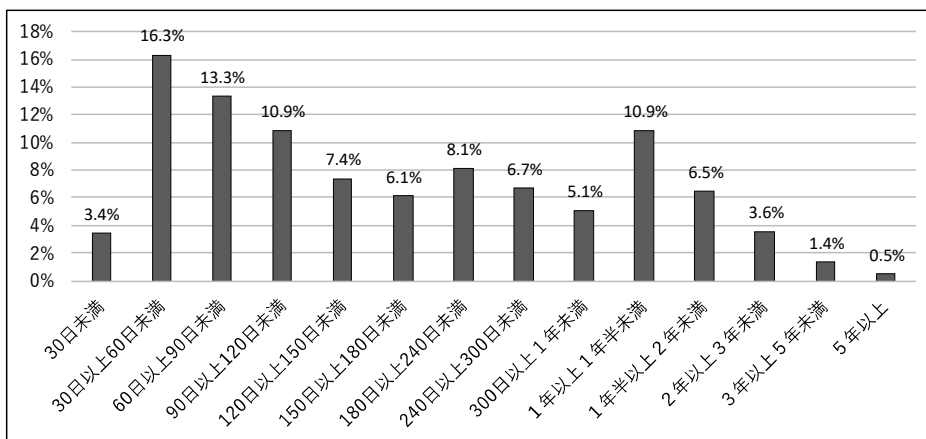
本調査で得られた数値と『司法統計年報』のデータ（平成26年度民事・行政編，第20表）から計算した数値と対照させたのが【表6】である（1ヵ月を30日として計算している）。ここでも、本調査と公的統計の間には大きな差は見られない。

(6) 期日の回数

この調査では、口頭弁論、準備的口頭弁論、弁論準備手続、和解期日、その他期日の回数をそれぞれ数えているが、ここでは口頭弁論手続と、争点等整理手続（準備的口頭弁論

17 訴状受理日の入力ミスが30件ほどあったため、日数のデータについては欠損値が多くなっている。

【図3】 審理期間の分布（1）：概観



【表6】 審理期間の分布（2）：『司法統計年報』における数値との比較

	件数	比率	司法統計年報
1ヵ月以内	50	3.4%	4.2%
2ヵ月以内	239	16.3%	16.5%
3ヵ月以内	195	13.3%	15.3%
6ヵ月以内	357	24.4%	22.2%
1年以内	292	19.9%	19.6%
2年以内	254	17.3%	16.5%
3年以内	52	3.6%	4.1%
4年以内	13	0.9%	1.1%
5年以内	7	0.5%	0.4%
5年を超える	7	0.5%	0.2%
合計	1,466		

および弁論準備手続)の2つに分けた集計結果を見ておきたい¹⁸。

【表7】は、口頭弁論手続と争点等整理手続の実施回数の分布を示したものである。前の表と同じく、『司法統計年報』のデータ(平成26年度民事・行政編、第22表)から算出された比率をいちばん右の列にあわせて掲げている。これを見ると、争点等整理期日の回数については本調査と公的統計との間でほとんど差がないが、口頭弁論期日の回数には少な

18 和解期日やその他期日の回数は他の資料等からは得られないデータである。和解期日が1回以上あった事件は1,501件中169件であり(多くは1~2回で最多は18回)、実際に和解が成立したのはそのうち130件であった。

【表7】 口頭弁論および争点等整理手続の実施回数

	口頭弁論手続			争点等整理手続		
	件数	比率	司法統計年報	件数	比率	司法統計年報
なし	142	9.5%	11.7%	938	62.5%	61.6%
1回	347	23.1%	42.1%	42	2.8%	3.1%
2回	450	30.0%	19.0%	57	3.8%	3.9%
3回	208	13.9%	10.2%	60	4.0%	4.5%
4回	120	8.0%	5.9%	73	4.9%	4.4%
5回	77	5.1%	3.7%	61	4.1%	4.1%
6回	51	3.4%	2.3%	42	2.8%	3.5%
7回	27	1.8%	1.5%	42	2.8%	2.9%
8回	26	1.7%	1.1%	42	2.8%	2.4%
9回	13	0.9%	0.7%	27	1.8%	1.9%
10回	14	0.9%	0.5%	24	1.6%	1.6%
11～15回	19	1.3%	1.0%	54	3.6%	4.0%
16回以上	7	0.5%	0.3%	39	2.6%	2.2%
合計	1,501			1,501		

からず違いがある。すなわち、『司法統計年報』では約4割の事件で口頭弁論手続が1回で済んでいるのに対し、本調査では「1回」で終了したのは約23%にすぎず、最頻値は「2回」となっている。このような違いが生じた理由は、判決言渡期日を口頭弁論期日にカウントしたか否かにあるのだろう（私たちの調査では判決言渡期日も口頭弁論期日に含めたので、判決が下された事件であれば通常は「2回」が最小値となる）¹⁹。期日回数のデータを使用する場合は注意を要する。

(7) 上訴の有無

1,501件中、控訴審に進んだのは134件（8.9%）である。最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第6回）」によると、民事第一審訴訟全体の「上訴事件割合」（全既済事件のうち上訴がされた事件の占める割合）は9.8%であるから、わずかながら少なめ

19 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」のデータは、審級ごとに事件終了時に作成される「事件票」に基づいているが、同報告書の「平均期日回数」には判決言渡期日が含まれていない（第6回報告書30頁中5を参照）。同報告書の「平均口頭弁論期日回数」と『司法統計年報』の数値から概算で導き出される平均口頭弁論期日回数が双方とも2.2回前後であることを考えると、『司法統計年報』でも同じようにカウントされているのではないと思われる。

になっている。判決で終局した事件のうち上訴がされた事件の占める割合を表す「上訴率」で見ても、控訴があった事件の割合は若干少ない²⁰。単なる偶然によるものなのか、何らかの理由があるのかは不明である。

また、上告審まで進んだのは20件（1.3%）で、こちらは上記報告書の数値とほぼ同水準となっている。

2. 2004年からの変化

本項では、前項で説明した項目の中からいくつかをピックアップし、2004年調査との違いを見ていく。もっとも、本特集の他の論考で扱われているテーマを重ねて取り上げることにはなるべく避け、(1)当事者数、(2)自然人・法人の別、(3)第一審結果（終局区分）、(4)訴額、そして(5)地域的分布に限定して述べることとする²¹。

I 3で述べたように、2004年調査では「法人対法人」の事件は調査対象外とされている。それゆえ、調査対象の範囲をなるべく揃えるため、2014年調査で原告・被告ともに法人であった128件は除外して計算し直してある²²。また、2004年は人事訴訟の管轄が地方裁判所から家庭裁判所に移された年にあたるが、それ以前から係属して2004年に終了した人事訴訟は調査範囲内となるため、2004年調査のデータにも離婚事件が2件含まれていた。念のためこの2件も除いたうえで計算している。

(1) 当事者数

2014年の調査結果を2004年のそれと比べると、非常に多数の当事者が関わっている訴訟が10年の間に目立つようになっていく。2004年は原告と被告のどちらか一方または両方が10人以上になっている事件は12件（1.1%）であったが、2014年は25件（1.8%）に増えている。そのうち、原告と被告のどちらか一方または両方が20人以上の事件も3件（0.3%）から10件（0.7%）に増加した。

この増加に寄与しているのは、大規模な過払金返還請求事件と土地・建物登記関係事件である。上記の25件のうち、11件が過払金返還請求、7件が登記関係の事件であり、前者は原告が多数、後者は被告が多数にのぼる。

20 報告書では22.4%であるのに対し、本調査では19.1%であった。

21 この10年の事件類型の変化に関しては木下論文（木下2020）、代理人の有無や人数の変化に関しては齋藤論文（齋藤2020）にそれぞれ詳しい分析があるので、そちらに委ねる。また、審理日数や期日回数を経年変化については「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」に詳しい分析があるためここでは割愛する。

22 ただし、除外してもしくなくても、結論には大きな差は出ない。

過払金返還請求が2006年1月の最高裁判決以降に急増したことはよく知られている²³。定型的な過払金返還請求訴訟では、特定の貸金業者に対して集団で訴えを提起するという手段がしばしばとられ、互いに面識がない人たちが原告として便宜的にまとめられることがある。大都市圏の地裁ではこのようなケースが散見され、過払金返還請求訴訟の原告数は多くなる傾向がある²⁴。

他方、相続が絡んでいる所有権移転登記請求では共同相続人や代襲相続人が被告となる。特に、遺産分割後に登記を長期間放置していた場合、被告が何十人にも及ぶことがある。しかも被告が全国各地に散らばり、実際の住所が不明になっている可能性もある。こうしたケースでは、自分が訴えられたという事実すら知らない被告がいることも珍しくない。

以上の2つの事件類型は、この10年間の法的ニーズの変容に伴って法制度の利用のされ方が変わってきたことを反映している。それと同時に、訴訟の件数が必ずしも紛争の件数を表しているわけではないことを示しており、どのように紛争の件数をカウントするかという研究上の難題を突きつけるものでもある。

(2) 自然人・法人の別

1 (1) の【表2】では自然人・法人の別によって事件を分類した。2004年調査で同じ表を作ると【表8】の左側ようになる。比較を容易にするため、2014年のデータから法

【表8】当事者の属性による分類（2004年調査との比較）²⁵

		被告			
		自然人のみ	自然人・法人混在	法人のみ	計
原告	自然人のみ	306 20.4%	61 4.1%	224 14.9%	591 39.4%
	自然人・法人混在	19 1.3%	6 0.4%	10 0.7%	35 2.3%
	法人のみ	439 29.2%	62 4.1%	501 33.4%	
	計	764 50.9%	129 8.6%	234 15.6%	1,127 100.0%

		被告			
		自然人のみ	自然人・法人混在	法人のみ	計
原告	自然人のみ	375 25.0%	75 5.0%	391 26.0%	841 56.0%
	自然人・法人混在	16 1.1%	6 0.4%	4 0.3%	26 1.7%
	法人のみ	405 27.0%	101 6.7%	506 33.7%	
	計	796 53.0%	182 12.1%	395 26.3%	1,373 100.0%

23 最判平成18年1月13日民集60巻1号1頁参照。期限の利益喪失特約のもとの弁済は任意性を欠いているために「みなし弁済」が成立しないと判断され、これにより、利息制限法の上限利率を超える利息の弁済が有効と認められる可能性は事実上なくなった。

24 原告人数の平均値は、過払金返還請求訴訟では2.77人、それ以外の訴訟では1.20人となっている。東京地裁ではその開きが著しく、過払金返還請求訴訟は3.68人、それ以外の訴訟は1.15人である。

25 2004年調査のデータには一部に欠測があったため、どの類型に該当するかが不明なものが3件あった。

人同士の事件を除いて再集計して作成した表を右側に掲げてある。

これらを比べると、とりわけ大きな差があるのは「原告が自然人のみ・被告が法人のみ」の事件の割合である。2004年は約15%であったが、2014年には約26%と大幅に増加している。そのことと連動して、自然人のみを原告とする事件の割合も40%弱から約56%へと上昇している。

この増加の原因のひとつは、前述の過払金返還請求事件の急増である。そこで、過払金返還請求事件を取り除いて再度分類を行った²⁶。その結果が【表9】である。

【表9】からは、「原告が自然人のみ・被告が法人のみ」の事件の割合は10年の間でむしろ減っていることがわかる。その一方で、自然人同士の事件の割合が28.2%から33.4%に増加している。事件類型を調べてみると、増加の主要因となっているのは「交通事故関係」であり、この類型の事件が37件（自然人同士の事件の約12%）から80件（自然人同士の事件の約21%）に増えている²⁷。

【表9】 過払金返還請求を除外した分類

		被告			
		自然人のみ	自然人・法人混在	法人のみ	計
原告	自然人のみ	306 28.2%	61 5.6%	179 16.5%	546 50.4%
	自然人・法人混在	19 1.8%	6 0.6%	10 0.9%	35 3.2%
	法人のみ	439 40.5%	62 5.7%		501 46.2%
	計	764 70.5%	129 11.9%	189 17.4%	1,082 100.0%

		被告			
		自然人のみ	自然人・法人混在	法人のみ	計
原告	自然人のみ	375 33.4%	75 6.7%	142 12.6%	592 52.7%
	自然人・法人混在	16 1.4%	6 0.5%	4 0.4%	26 2.3%
	法人のみ	405 36.0%	101 9.0%		506 45.0%
	計	796 70.8%	182 16.2%	146 13.0%	1,124 100.0%

(3) 第一審結果（終局区分）

判決で終了した事件と和解（訴訟上の和解）で終了した事件の比率は安定しており、変化はあまりない。2004年の判決率（判決で終了した事件が全体に占める比率）は44.9%、和解率（和解で終了した事件が全体に占める比率）は35.8%だった。これに対して2014年は、法人同士の事件を除いて計算すると、判決率が46.1%、和解率が36.2%となる²⁸。

26 ここで「過払金返還請求事件」として分類されているのは、①事件の標目が不当利得返還請求となっている、②原告が自然人のみである、③被告が法人のみである、という3つの条件を満たすケースである。この変数の作成にあたっては前田智彦名城大学教授に多くを負っている。なお、2004年調査データでは45件、2014年調査データでは249件が「過払金返還請求事件」に該当した。

27 逆に、法人を被告とする事件では「貸金関係」と「労働」が減っている。後者については、2006年から労働審判制度の運用が開始されたことと関連している可能性がある。

28 判決で終了した事件と和解で終了した事件の比も安定しており、どちらの調査でも56:44となっている。

取下げの割合は見かけ上は15.5%（175件）から22.1%（304件）に増えているが、この背景にも過払金返還請求訴訟の増加がある。事件類型別に見ると、取下げで終了した「不当利得返還」の事件は2004年には23件にとどまっていたが、2014年には161件と激増している。

判決で終了した事件のうち、請求認容（全部または一部認容）判決と請求棄却判決のそれぞれが占める割合にはほぼ変化がない。2004年も2014年も、請求認容が86～87%、請求棄却が13～14%となっている。

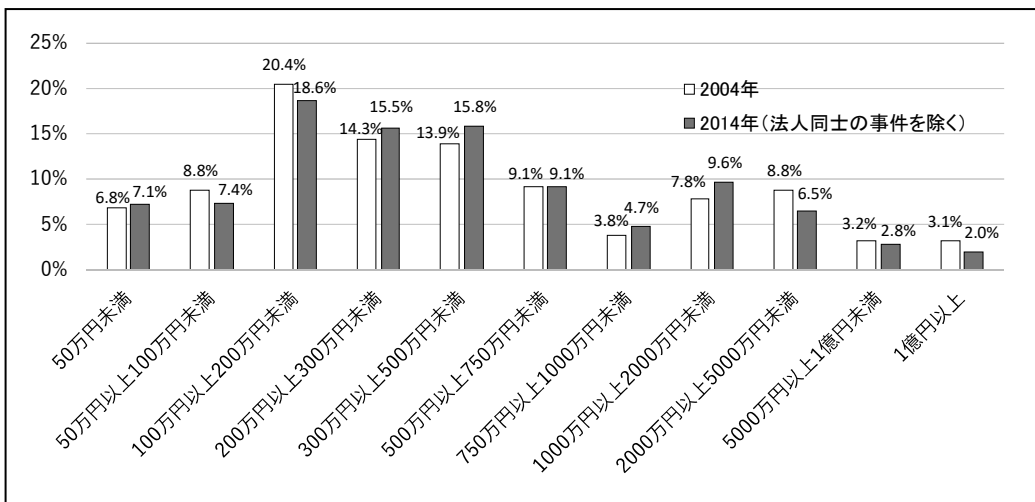
(4) 訴額

【図4】は2004年と2014年の各調査における訴額の分布を示したグラフである。先に述べたように（1（4））、2014年調査における訴額の平均値は1,380万円、中央値は320万円だが、法人同士の事件を外すと、平均値は1,280万円、中央値は305万円となる。

2004年調査では訴額の平均値は1,830万円、中央値は295万円であるが、「1億円以上」のカテゴリーのばらつきが大きく、10億円を超えるものも3件含まれていた（最高額は17億円余りで、譲受債権に関する事件であった）。これら3件を除くと平均値は1,420万円まで下がる。

中央値は微妙に上がっているが、どちらも300万円前後であり、極端に訴額が大きい事件が減ったこと以外には2004年と2014年とではそれほど懸隔はないと言ってよい。

【図4】2004年調査および2014年調査での訴額の分布



(5) 地域的分布

以上では法人同士の事件を除いて2004年調査と2014年調査の結果を比較してきたが、その10年の間に地方裁判所における民事訴訟が大都市部に集中し、地域的な分布が変わってきているという点にも留意しておく必要がある。

2004年調査も2014年調査も、事件は当該年度の各地裁本庁での既済事件の数に比例させる形でサンプリングされている（いわゆる「比例配分法」）。したがって、全国の訴訟件数の分布がそのままサンプルにも反映されることになる。

【表10】は地裁別の割当件数の変化を示した表である。最も大きく異なるのは東京地裁

【表10】地裁別の件数

	2014年調査	2014年調査	
		除・法人同士	全体
札幌	31	37	38
函館	3	2	3
旭川	3	4	4
釧路	2	2	2
青森	4	3	3
盛岡	5	4	5
仙台	19	24	24
秋田	4	4	4
山形	5	5	5
福島	3	3	3
水戸	8	12	13
宇都宮	8	14	14
前橋	8	9	10
さいたま	33	44	45
千葉	32	39	42
東京	321	448	508
横浜	54	76	78
新潟	11	8	9
富山	7	6	6
金沢	6	8	8
福井	8	6	6
甲府	4	7	8
長野	9	5	6
岐阜	4	11	12
静岡	9	15	15

	2014年調査	2014年調査	
		除・法人同士	全体
名古屋	60	78	82
津	6	8	9
大津	8	9	9
京都	44	58	62
大阪	169	165	188
神戸	35	35	37
奈良	10	10	10
和歌山	7	9	10
鳥取	3	2	4
松江	3	2	3
岡山	14	15	17
広島	23	20	22
山口	3	5	5
徳島	7	8	8
高松	6	6	8
松山	8	8	10
高知	6	8	8
福岡	46	58	59
佐賀	6	6	7
長崎	6	6	6
熊本	17	17	17
大分	8	9	10
宮崎	7	6	8
鹿児島	12	13	14
那覇	17	16	17
合計	1,132	1,373	1,501

の割当件数で、321件から508件へと跳ね上がっている。法人同士の事件を外すと448件に減るが（2004年調査との比較ではこちらを使った）、それでも約4割増である²⁹。訴訟件数が大都市部に集中している理由が何であれ、結果を解釈するにあたってはこのような地域的分布の変化、あるいは地域差の拡大を考慮すべき場合があるかもしれない。

IV. おわりに

本稿ではまず、2014年訴訟記録調査の方法と調査内容を説明するとともに、主な項目に関する集計結果を概観した。その際、最高裁判所が公表する『司法統計年報』や「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」などのデータとの照合を適宜行った。調査対象を本庁における事件に限定したことから生じたと思われる相違点や原因不明の相違点がいくつかあったが、概して同じような分布が観察された。

その後、先行調査である「2004年訴訟記録調査」の結果とも比較した。この比較からは、10年の間の法的ニーズの変容、過払金返還請求訴訟の増加、あるいは大都市圏への訴訟の集中などを見出すことができ、社会ないし経済状況の変化を背景として訴訟の機能や役割が変質しつつあることが示唆される。

いずれにしても、本稿の記述や分析は下準備にすぎない。本格的な分析については、今号の他の論文をご覧いただければ幸いである。そこではより興味深い知見が引き出されている。

補：2004年訴訟記録調査の方法について

2004年訴訟記録調査は次のように実施されている。この調査も、最高裁判所事務局の協力のもと、民事訴訟経験者に対する大規模な質問票調査の第一段階として行われた³⁰。

(i) 調査対象となる民事訴訟事件の目標件数を1,200件に設定した。人事訴訟の調査も

29 法人同士の事件128件のうち、半数近い60件が東京地裁の事件である。次の多いのが大阪地裁の23件で、あとの40件ほどは各地域に広く分布している。本稿で経年比較をした際にこれらを除外しているため、東京地裁と大阪地裁がやや過少に代表されていたことになる。この問題を緩和するには平均値などの算出の際に重みづけをすればよいのだが、結論に違いは出てこないため、ここでは重みづけをしない数値を報告している。

30 この調査の全体像については、飯田（2020）を参照。

目標のひとつとしていたため、全国地裁本庁で2004年に終了した「第一審民事通常事件（ワ事件）の件数」および「第一審人事訴訟事件（タ事件）の件数」の比を計算し、ワ事件調査分とタ事件調査分とに按分した（ワ事件1,132件、タ事件68件）。

- (ii) 各地裁本庁において2004年に終了した第一審民事通常事件の件数に応じて、ワ事件1,132件を各地裁に割り当てた。各地裁への割当数は本文の【表10】の最左列に記載されている。
- (iii) 最高裁判所から提供を受けた各地裁既済事件一覧表（事件番号のみ記載）をもとにして、割当数分の事件番号をランダム・サンプリングによって抽出してリスト化した。その際、予備の事件番号も抽出している（理由は下記（v）を参照）。このリストは事前に地裁に提出し、調査対象事件の記録を準備していただいた。
- (iv) おおむね2005年7月から2006年3月にかけて各地裁を訪問し、所定の事件記録の閲覧請求手続を経たうえで、第一審終局日、第一審結果、反訴や併合の有無、事件の標目（事件類型）、期日の回数、仮差押・仮処分・停止・支払命令・執行文付与異議・文書提出命令の有無、裁判官の人数と交替の有無、訴状の受理日と内容、訴額、判決や和解の内容、上訴の有無と結果、当事者の氏名と住所、自然人・法人の別、代理人の有無、代理人の氏名と住所などの情報を集めた（2014年調査よりも調査項目は多い）。2004年調査でも専用のソフトウェアを利用して情報を収集した。調査にあたったのは、研究グループメンバーおよび研修を受けた大学院生（法科大学院の学生を含む）である。
- (v) 自然人に対する質問票調査を最終的な目的としていたことから、原告・被告ともに法人である事件は除外した。法人同士の事件であることは調査をしてはじめて判明するので、あらかじめ予備の番号リストを準備しておき、そこから事件を補充して割当件数分のデータを確保できるようにした。

データを収集した後、研究班メンバーが何度も会合を開き、矛盾のある部分や疑問の余地がある部分を検討しながらデータのクリーニングを行った（今回の特集で各執筆者が分析する過程で論理的な不整合が新たに見つかったが、その部分は使用しなかったり欠損値扱いにしたりした）。

もともと用意されていた事件類型は「貸金関係」、「保証関係」、「売買代金関係」、「立替金・求償金関係」、「契約関係の損害賠償」、「請負関係」、「交通事故関係」、「交通事故以外の損害賠償」、「家賃・地代関係」、「土地・建物の所有権」、「土地・建物の明け渡し」、「土地・建物登記関係」、「離婚関係」、「相続関係」、「その他」であったが、事件概要をチェックし、「不当利得返還」、「預託金返還」、「債務不存在確認」、「労働」、「手形小切手」、「境

界確定」のカテゴリーを新設している。

※本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（S）「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（研究課題番号：16H06321）の成果の一部である。

《文献》

飯田高（2020）「民事訴訟の当事者に対するサーベイ調査：この20年の軌跡」法と社会研究5号111-151頁。

河合幹雄（2010）「日本の訴訟当事者の特性：2004年民事訴訟行動調査報告から」ダニエル・H・フット／太田勝造編『裁判経験と訴訟行動』東京大学出版会，3-19頁。

木下麻奈子（2020）「訴訟のタイプと事件類型」社会科学研究71巻2号27-52頁。

最高裁判所事務総局（2015a）『司法統計年報 平成26年1（民事・行政編）』

最高裁判所事務総局（2015b）『最高裁判所の裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第6回）』（平成27年7月10日公表）http://www.courts.go.jp/vcms_lf/hokoku_06_02minji.pdf（最終アクセス2020年3月7日）。

齋藤宙治（2020）「民事訴訟における代理人に関する基礎的分析：10年間の人数変化と訴訟結果の傾向」社会科学研究71巻2号99-110頁。

佐伯昌彦（2020）「訴訟上の和解の規定要因についての探索的検討：代理人の役割に注目した訴訟記録調査の分析」社会科学研究71巻2号53-98頁。

フット，ダニエル H．／太田勝造編（2010）『裁判経験と訴訟行動〔現代日本の紛争処理と民事司法③〕』東京大学出版会。

民事訴訟制度研究会編（2018）『2016年民事訴訟利用者調査』，商事法務。

森大輔（2020）「民事裁判にかかる時間：イメージと実際」社会科学研究71巻2号111-130頁。